

藤岡市 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する Q&A

Q1.確認書の有効期間はいつまでですか。

A1.原則として認定の有効期間までとなります。

Q2.確認書の有効期間が終了した場合、再度申請が必要ですか。

A2.再度の申請が必要となります。原則として、認定の更新日の前に確認依頼書をご提出ください。

Q3.承認を受けた種目以外にも貸与を行いたい場合、再度申請が必要ですか。

A3.再度の申請が必要となります。

Q4.区分変更申請を行った場合、再度申請が必要ですか。

A4.再度の申請が必要となります。要介護2以上の結果が見込まれる場合以外であれば、区分変更申請を行った段階でご提出ください。

Q5.提出が遅れてしまった場合、遡りで承認を受けることは可能ですか。

A5.原則として遡りは不可となります。やむを得ない場合は、理由のご説明をお願いします。

Q6.認定調査の結果が、厚生労働大臣が定める状態像に該当するか確認できますか。

A6.お電話等でお教えすることはできません。認定情報開示請求等を行ってください。

Q7.担当のケアマネジャーが変更となった場合、再度申請が必要ですか。

A7.有効期間が残っている場合は、再度の申請は不要ですが、ケアマネジャー間で適切な引き継ぎを行ってください。

Q8.新型コロナウイルス感染症の影響により認定期間が延長となりましたが、再度申請が必要ですか。

A8.確認依頼書の有効期間が終了する場合は、再度の申請が必要となります。

Q9.主治医の意見が得られない場合（遅れる場合）はどうしたらよいですか。

A9.主治医の意見がないと承認できませんので、意見をもらってからご提出ください。